

令和 8 年 9 月 市 議 会 定 例 会 報 告 案 件

目 次

報告第 1 号	令和 7 年度銚子市水道事業会計継続費精算報告書	1
報告第 2 号	令和 7 年度決算に基づく銚子市健全化判断比率について	2
報告第 3 号	令和 7 年度決算に基づく銚子市公営企業資金不足比率につ いて	4
報告第 4 号	放棄した債権の報告について	6

報告第 1 号

令和 7 年度 銚子市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較			
				年割額	左の財源内訳			支出義務発生額	左の財源内訳			年割額と支出義務発生額の差	左の財源内訳		
					企業債	その他	損益勘定留保資金		企業債	その他	損益勘定留保資金		企業債	その他	損益勘定留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	基幹管路更新事業 (第 1 工区)	令和4年度	円 19,683,000	円	円	円 19,683,000	円	円	円	円	円 19,683,000	円 0	円 0	円 19,683,000
			令和5年度	463,712,000	200,000,000		263,712,000	353,639,000	200,000,000		153,639,000	110,073,000	0	0	110,073,000
			令和6年度	225,510,000	100,000,000	8,041,000	117,469,000	276,497,100	100,000,000	7,378,929	169,118,171	△50,987,100	0	662,071	△51,649,171
			令和7年度	1,000,000			1,000,000	57,462,900			57,462,900	△56,462,900	0	0	△56,462,900
			計	709,905,000	300,000,000	8,041,000	401,864,000	687,599,000	300,000,000	7,378,929	380,220,071	22,306,000	0	662,071	21,643,929

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

銚子市長 越 川 信 一

報告第2号

令和7年度決算に基づく銚子市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、本市の令和7年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和8年8月26日提出

銚子市長 越 川 信 一

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.72%)	— (17.72%)	12.9% (25.0%)	18.2% (350.0%)

備考 括弧内は、本市の早期健全化基準

銚 監 第 2 6 号
令和8年8月17日

銚子市長 越 川 信 一 様

銚子市監査委員 明 石 博
同 石 井 陽 一

令和7年度決算に基づく銚子市健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

標記の審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、市長から審査に付された令和7年度決算に基づく銚子市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された令和7年度決算に基づく銚子市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	12.9%	18.2%

報告第3号

令和7年度決算に基づく銚子市公営企業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、本市の公営企業の令和7年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告する。

令和8年8月26日提出

銚子市長 越 川 信 一

特別会計の名称	資金不足比率
銚子市水道事業会計	—
銚子市病院事業会計	0.6%
銚子市下水道事業会計	—

備考 経営健全化基準は、20.0%

銚 監 第 2 7 号
令和8年8月17日

銚子市長 越 川 信 一 様

銚子市監査委員 明 石 博
同 石 井 陽 一

令和7年度決算に基づく銚子市公営企業資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

標記の審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、市長から審査に付された令和7年度決算に基づく銚子市公営企業資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された令和7年度決算に基づく銚子市公営企業資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

特別会計の名称	資金不足比率（％）
銚子市水道事業会計	—
銚子市病院事業会計	0.6
銚子市下水道事業会計	—

報告第4号

放棄した債権の報告について

銚子市債権管理条例（平成27年銚子市条例第2号）第14条第1項の規定により、市の債権について、別紙調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月26日提出

銚子市長 越 川 信 一

別 紙

債権放棄調書

- 1 担 当 部 署 高齢者福祉課
- 2 債 権 の 名 称 緊急通報装置給付者負担金
- 3 債権放棄年月日 令和8年3月31日
- 4 時 効 10年（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）附則第10条の規定によりなお従前の例によることとされた時効）

債権放棄の事由	債権発生年度	債権内訳		
		人数	件数	債権の額（円）
第14条第1項第6号該当		1	1	2,400
（時効）	平成27年度	1	1	2,400

- 1 担 当 部 署 高齢者福祉課
- 2 債 権 の 名 称 配食サービス利用料
- 3 債権放棄年月日 令和8年3月31日
- 4 時 効 10年（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）附則第10条の規定によりなお従前の例によることとされた時効）

債権放棄の事由	債権発生年度	債権内訳		
		人数	件数	債権の額（円）
第14条第1項第6号該当		2	2	16,340
（時効）	平成27年度	2	2	16,340

- 1 担 当 部 署 都市整備課都市整備室

2 債 権 の 名 称 市営住宅使用料

3 債権放棄年月日 令和8年3月31日

4 時 効 5年

債権放棄の事由	債権発生年度	債権内訳		
		人数	件数	債権の額（円）
第14条第1項第1号該当		4	39	265,500
(生活困窮)	令和2年度	1	10	72,000
	令和3年度	1	12	86,400
	令和4年度	1	12	75,600
	令和5年度	1	5	31,500
第14条第1項第6号該当		156	1,572	18,832,844
(時効)	平成15年度	1	6	174,400
	平成16年度	1	12	385,600
	平成17年度	1	12	286,800
	平成18年度	1	12	242,400
	平成19年度	1	7	116,200
	平成21年度	2	3	22,900
	平成22年度	4	36	514,300
	平成23年度	5	50	494,500
	平成24年度	9	78	729,300
	平成25年度	11	99	905,558
	平成26年度	14	152	1,574,400
	平成27年度	14	152	1,581,800
	平成28年度	18	192	2,206,100

	平成２９年度	１ ９	１ ９ ３	２，５３４，８８３
	平成３０年度	１ ８	１ ９ ８	２，５２９，５５８
	令和元年度	１ ８	２ ０ ３	２，６４０，６００
	令和２年度	１ ９	１ ６ ７	１，８９３，５４５

- １ 担 当 部 署 学校教育課学校給食センター
- ２ 債 権 の 名 称 学校給食費負担金
- ３ 債権放棄年月日 令和８年３月３１日
- ４ 時 効 ５年（民法の一部を改正する法律（平成２９年法律第４４号）附則第１０条の規定によりなお従前の例によることとされた時効にあつては、２年）

債権放棄の事由	債権発生年度	債権内訳		
		人数	件数	債権の額（円）
第１４条第１項第６号該当		１ １ １	４ ６ ０	２，１７４，９０９
（時効）	平成２６年度	１ ９	４ ４	２ ０ ７，０ ８ ４
	平成２７年度	３ ６	１ ４ ４	６ ６ ０，３ １ ０
	平成２８年度	２ ４	１ ３ ４	６ ３ １，９ ５ ０
	平成２９年度	１ ６	５ ７	２ ８ １，７ ２ ６
	平成３０年度	７	４ １	１ ９ ２，２ ０ ３
	令和元年度	６	２ ５	１ ２ ０，６ ７ ２
	令和２年度	３	１ ５	８ ０，９ ６ ４